

日本スポーツ体育健康科学学術連合第1回大会 オリンピック・ムーブメントとジェンダー

2015. 8. 24 於 国士舘大学
日本スポーツとジェンダー学会

コーディネーター
建石真公子(法政大学)

1

課題としてお話しする内容

- オリンピック・ムーブメントとは
- なぜオリンピック・ムーブメントは、参加国を拘束するか
- ジェンダーの多様な概念
- スポーツにおける「ジェンダー」問題
- 「オリンピック・ムーブメントとジェンダー」の課題

2

オリンピック・ムーブメント(オリンピック憲章)

- 「オリンピズムの目的は、**人間の尊厳の保持**に重きを置く**平和な社会**を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある。」
- 「オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。その活動を推し進めるのは最高機関のIOCである。」
- **スポーツをすることは人権の1つ**である。すべての**個人はいかなる種類の差別も受けることなく**、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに**相互理解**が求められる。(基本原則)

⇒人間の尊厳の保障、多様性の尊重、差別禁止

3

オリンピック・ムーブメントの原則

- 人間の尊厳の尊重
すべての個人を尊重し、多様性を認める
- スポーツをすることは人権
権利の制約には根拠が必要とする
- 差別禁止
⇒等しく扱うのか
異なる扱いをしつつ結果として差別禁止を達成するのか

4

オリンピック・ムーブメントの発展

<近代的オリピズム>という価値

- ・1894年6月23日、世界スポーツ会議の折に、オリンピック再開の宣言
スポーツを超えて、「文化的祭典、統合のシンボル、人間の連帯」

<多様な国際組織の「スポーツにおける人権保護」決議等の支援>

- ・1990年代～ヨーロッパ審議会・EU

<国際大会＝IOCから各国への影響>

- ・ホスト国は大会を契機に民主主義・人権・報道の自由の進展が期待
- ・世界への門戸開放(少なくとも大会期間)
- ・ホスト都市との契約⇒人権尊重、差別禁止が新たに付加

5

IOCと「国際的な人権基準」との相互作用

- ・国連憲章の原則(加盟国に対する義務)＝人権と平和の密接な関係
⇒武力不行使の原則・基本的人権の保障の義務
- ・国際人権保障制度
人権の普遍性・すべての人の尊厳と平等の保護
- ・国際組織－加盟国の関係
条約・批准⇒義務履行のための何らかの手続き
- ・IOC－加盟国
オリンピック憲章を遵守することで、オリンピックに参加
ホスト都市に対する義務(契約)

6

なぜオリンピック・ムーブメントは 人権分野において参加国を拘束するか

1. 国際スポーツ組織に由来するスポーツ規範の拘束力
「競技参加」と引き換えに、ルールと原則を承認
2. オリンピック・ムーブメントの特殊性
オリピズムの価値=人間の尊厳・平和な社会を促進
スポーツをすることは人権の一つ
3. 近年の国連におけるIOCの公的な位置づけ
2014年4月28日 IOCと国連との間に「ハイレベル協力関係」協定
大会の目的は、差別のないスポーツを通じての若者の教育による
平和な世界の構築
＝「基本的人権尊重、差別禁止、平和の維持」という国連の原則

7

「ジェンダー」＝性差別を分析・撤廃する概念

<法的な平等の確立後にも残る性差別>

- ・性差別⇒自然な性差を根拠とする「必然的な区別」?
- ・ジェンダー⇒性差は自然ではなく「社会的な概念」である、という視点
「人は女に生まれない:女になるのだ」(ポーボワール『第2の性』)
On ne naît pas femme : on le devient.
⇒ここでいう「女」は、ステレオタイプの「女」を意味する
- ・1980年代以降、アメリカで、性差別を平等違反と訴える訴訟において、
ジェンダー概念をもとに性差は「自然」ではないことを説明
★「女」という役割ではなく、個人として尊重され、人として平等に権利保護

8

「ジェンダー」の三つの役割

1. 性差別を考察する視角

性差別は、何を根拠とするのか
その根拠は、正しいか

2. 性差別を撤廃するという主張

ジェンダー・バイアスにもとづく差別の撤廃
⇒性差を見ないこと + 性差を尊重すること

3. ジェンダー(性別・セクシュアリティ)にかかわる権利保護

セクシュアリティの尊重 = 多様性の尊重

9

スポーツではジェンダー差別が起きやすい？

・公正な、そして面白いスポーツのために・・・優劣で区分する
勝者(強者)－敗者(弱者)

・身体(活動)のみを注視し、勝敗・優劣を判定

身体能力

男性優位

セクシュアリティが顕在化

・長い間、参加も含め、男性中心、男性の視点で扱われる傾向

➢現在、このようなあからさまな区分は、スポーツ以外では稀有

➢尊厳の尊重、平等・差別禁止をどう保障するのか

10

オリンピック・ムーブメントとジェンダー

1. 平等の達成・そのための条件整備

参加・参画

教育・トレーニング、待遇、職業、引退後支援

出産・育児、女性の仕事に関する社会的条件、安全の確保

2. ジェンダーに基づく差別禁止

スポーツ・競技における女性らしさ、性役割の強調(の強制)

セクシュアル・ハラスメント(=犯罪)

11

スポーツにおけるセクシュアル・マイノリティ

・「身体活動を注視」、「身体接触が多い」

セクシュアリティを理由とする差別が可視化しやすい

・競技参加の条件の公平性 ⇒ 男女別競技

性別を確認する必要・性別で2分する必要

⇒プライバシー

⇒セクシュアリティの多様性 = 個人の尊重をどう認めていくか

12

各国における権利保護の促進 ＝差別禁止+婚姻等の承認

- ・2001年 EU基本権憲章 「性的指向」を理由とする差別禁止
- ・2015年5月 アイルランド国民投票＝同性婚を認める憲法改正
- ・2015年6月 アメリカ連邦最高裁判決＝全州で同性婚の承認可能
「申立人たちが望むのは、非難され、孤独のうちに生涯を終えること
のないこと。また、古い体制や思想のために社会から排除されること
なく、生を全うできることである。法の下に、平等なる尊厳を求めている
のである。憲法は、彼らにもその権利を付与している。」
- ・2015年7月 欧州人権裁判所判決 同性カップルの法的保護の要請
➢加盟47カ国で同性婚等の法的保護が要請される

13

近代的人権概念の普遍性から 身体をもつ人間の多様性の尊重へ

- ・平等の達成 … 「女性」としての参加・参画
… 「性別」を斟酌しない参加・参画
- ・セクシュアリティの多様性の尊重 ⇒ 性別を明確にする必要性
- ・ジェンダー差別の禁止、セクハラ対策・セクシュアル・マイノリティ
の権利
保護の進んでいない日本

スポーツは社会の反映 ⇔ スポーツは社会のモデル

14

シンポジウムの構成

- ・課題 コーディネーター(建石)
- ・国際組織におけるスポーツとジェンダーに関する取り組みの動向
(田原淳子氏・国士舘大学)
- ・セクシュアル・マイノリティへのIOCの対応
(結城和香子氏・毎日新聞)
- ・セクシュアル・ハラスメントの予防対策に関する国際的な動向と
日本の対応
(高峰修氏・明治大学)

15

セクシュアル・マイノリティへの IOCの対応

読売新聞編集委員
結城和香子

オリンピズムの基本原則第6項の 「強化」 五輪改革「アジェンダ2020」で提案、 8月に五輪憲章改正

6. The enjoyment of the rights and freedoms set forth in this Olympic Charter shall be secured without discrimination of any kind, such as race, colour, sex, **sexual orientation**, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

＝民族、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治などの信条、出身国や社会、財産、出自などによって差別されない

2014年ソチ五輪 同性愛者の人権問題で欧米から批判 噴出

・前年にプーチン大統領が、同性愛など「伝統的でない行為」の若者への宣伝を禁じた国内法を制定。IOCは「五輪に参加する選手、役員、観客に影響がないこと」を求め、ロシア側はこれを保証。

・一方で欧米、特に米国から批判が噴出。世論を勘案し米、英、仏、独の首脳はソチ五輪開会式を「多忙のため」欠席

人権問題でのIOCの「建前と本音」

①人権尊重は重要だが政治的な意図で利用されたくない

・スノーデン問題＝個人情報という人権問題を突き付けられた米国と、スノーデンをかくまったロシアの「人権バランスの変化」

・同じ時期にロシア議会通过した「同性愛プロパガンダ禁止法」への批判が米国で高まる

・オバマ夫妻、バイデン副大統領が開会式欠席。代理に指名されたのはテニスの名選手でゲイであるピリー・ジーン・キングさん

建前と本音

②IOCの最重要の使命は「五輪の存続」。中国、ロシアなど権力が一極に集中する政治体制を持つ国が、昨今の大会開催の「最後のとりで」となる皮肉な現実も

・2008年北京五輪 チベット動乱に端を発し、聖火リレーを直撃した「中国人権問題」。欧米の批判が集中する中、IOCは「五輪期間のみの保証」を求め、開催国の国内問題に「干渉しない」道を選択

・2022年北京冬季五輪 開催コストへの懸念で欧州の候補が軒並み辞退、残ったのは北京とアルマトイ(カザフスタン)の二都市

トランスセクシュアル・トランスジェンダーと IOCの取り組み

・2004年 性転換をした選手の、新たな性での五輪参加を認める規定を制定、アテネ五輪から適用

「手術が完了し、正規の法的手続きを経て、ホルモン治療などを2年以上継続」していることが条件

アニタ・デフランツ理事(米)「いかなる形でも選手が差別を受けないようにすることが重要」

・米では元五輪陸上選手の性転換が話題に
...「時代の変化」配慮

「性別検査」で表面化した 性分化疾患(インターセックス)問題

・1960年代、メダルを量産した旧ソ連の女子選手に性別疑惑が持ち上がり、IOCは68年メキシコ五輪からDNAによる性別検査を導入

・85年神戸ユニバーシアードでの検査で「男性」と判定されたマリア・パティノさん(スペイン)。Y染色体があっても男性ホルモンに反応出来ない体質と判明、3年後「女性」と認められる

・リンクビストIOC医事委員長「性別検査は不正ではなく、知らずして体質異常を抱えていた女性たちを暴いた」

・DNAによる性別検査廃止に動く

キャスター・セメンヤ選手(南ア)

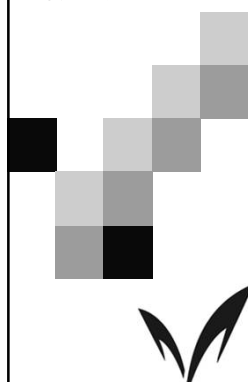
・2009年世界陸上(ベルリン) 女子800^m優勝の同選手に、国際陸連が性別検査を実施したことが判明

・IAAF「不正というより、特異体質による競技での優位性があったかをみるもの」と弁明。翌年セメンヤ選手の競技復帰を許可、プライバシーを守るため検査結果は明かさず

・セメンヤ選手は2012年ロンドン五輪女子800^mで銀


IOC・スポーツ界の対応と課題

- 性的指向(同性愛)、トランスセクシュアルについては「人権を尊重し差別をしない」基本原則で対応可
- 性分化疾患(インターセックス)については「表面化させず、個別の事例として判断することが望ましい」
＝スポーツの成り立ちの根幹は、「男性」「女性」の身体的特性による分類。性別検査(ドーピング検査)もこの根幹を維持する試み
- ルールのある戦争と呼ばれたスポーツの「より速く、高く、強く」あろうとする競技特性は男性優位？
- 男女別のない競技は馬術などごく一握り。男女混合種目も男女の人数を規定。「競技性」の定義に突き当たる




セクシュアル・ハラスメントの 予防対策に関する 国際的な動向と日本の対応


高峰修(明治大学)

- 
1. なぜセクシュアル・ハラスメントは許されないのか
 2. IOCによるSHAに対する取り組み
 3. ヨーロッパにおける動向
 4. アメリカ合衆国における動向
 5. 日本における対応
 6. 今後の課題


2



1. なぜセクシュアル・ハラスメントは 許されないのか

- セクシュアル・ハラスメント: アメリカで1970年代から、日本では1980年代から使われ出した概念
 - 労働、教育の分野で問題化
 - オリンピズムとの関わり~「個人」「他者」「社会・世界」の次元で尊厳・理解・平和を追求
- 
- セクシュアル・ハラスメントの短期・長期的破壊力
 - スポーツ環境のリスク特性

3



2. IOCによるSHAに対する取り組み

- 2007年 IOC(医事委員会)統一声明
- “Sexual Harassment and Abuse in Sport”
 - ✓ あらゆるメンバーはスポーツの環境において尊重され保護されるといった、安全なスポーツ環境を享受する権利を持つこと
 - ✓ SHAは文化の違いを超えた人権侵害であること
 - ✓ 競技者と指導者など周囲の人々との間には権力の相違があり、それがSHAの背景にあること
 - ✓ 問題の予防対策にむけた強力なリーダーシップをスポーツ組織に求めていること

4

「オリンピックアジェンダ2020 20+20提言」 にみる倫理関連項目

- ⑪ 男女平等を推進する
- ⑭ オリンピズムの根本原則第6項を強化する
- ③⑩ IOC倫理委員会の独立性を強化する
- ③① コンプライアンスを確保する
- ②⑦ 良好な統治の基本原則(PGG)を遵守する
- ③② 倫理を強化する

IOC倫理規定 <A. 尊厳>

1. 個人の尊厳を守ることは、オリンピズムの根本要因である。
4. 参加者に対するあらゆる形態の身体的、職業的、性的ないやがらせ、及びあらゆる形の身体的、精神的傷害を与えることは禁じられる。
7. オリンピック関係者は、選手に対し、その身体的、精神的安定にとって望ましい安全、福利及び医療を保証しなければならない。

5

3. ヨーロッパにおける動向

- SHAの問題に携わる研究者によるプロジェクトチームが組織され、ドイツスポーツ少年団との連携において、主としてヨーロッパ各国の予防対策の現状をまとめた冊子を公開
- ヨーロッパ10ヶ国における取り組みのタイプ、主体、ターゲットグループ、ステイクホルダー、取り組みを実施するための財源と人的資源などを明示しながら具体的施策について報告し、情報を共有

6

フランス: スポーツにおけるセクシュアル ハラスメント・性暴力の発見と予防

- タイプ: リサーチ
- 実施主体: スポーツ省
- 取組内容: 性暴力・性的虐待からのアスリートの保護
- ターゲットグループ: あらゆるレベルのアスリートと被害者
- 実施年: 2007~2009年
- ステイクホルダー: 国内スポーツ連盟
- 財的/人的資源: スポーツ省からの援助

7

- スポーツ省のワーキンググループによる活動
 - 倫理綱領の策定
 - スポーツセンターで予防・啓発プログラム
 - 関係者向きのトレーニングプログラム開発
 - コールセンターの開設
- 2008年 スポーツ大臣とNOC会長が倫理綱領に署名
- NOC参加の各連盟もこの問題に取り組むことに

8



- 2007～2009年にリサーチ
- 1,400人以上のアスリートに質問紙調査
 - 11%のアスリートがセクハラや性暴力、性的虐待を経験、6%がそうした状況に直面
 - 被害者の多くは女子、しかし男子も犠牲になっている
 - 女子はより“深刻な”状況を経験
 - 経験者の23%がはじめて報告

9



ベルギー： “セクシュアリティと政策”に関する枠組み

- **タイプ**: アクションプランと政策
- **実施主体**: フランドル地方政府スポーツ部局とステイクホルダーとの共同作業
- **取組内容**: スポーツクラブにおけるセクシュアリティ政策に関する「モデルビジョン」「9つの道具」「背景となる情報」
- **ターゲットグループ**: 特に子ども向けのクラブや組織におけるすべてのステイクホルダー
- **実施年**: 2012年
- **ステイクホルダー**: Flemish sports authorities, Sensoa and Child Focus

10



- 2010年のカソリック教会事件を受け、スポーツを含むあらゆる分野の全国的な調査
- 2011年にベルギーNOCがシンポジウム
- 2012年にフランドル地方のスポーツ大臣が声明に署名

11



<9つの道具>

- 政策を開始するハウツーを載せたガイドライン
- 手軽な探索: 自分のクラブの現状を評価するためのトピックリスト
- 政策の展望を作り出すための開始点
- 詳細な政策マトリクス
- スポーツリーダー向けの適性チェックリスト
- 内部ルールをチェックリスト
- 行動規範
- 行動定式文
- 救済組織の情報

12

オランダ：セクシュアル・ハラスメントのためのヘルプライン

- タイプ: 支援・保護手続き
- 実施主体: SHプロジェクト、NOC*NSF
- 取組内容: スポーツにおけるSHIに関するカウンセリング、支援、アドバイス
- ターゲットグループ: SHの犠牲者、被告、傍観者
- 実施年: 1998年
- ステイクホルダー: NOC*NSF

13

4. アメリカ合衆国における動向

- NCAA (National Collegiate Athletic Association) ハンドブック
- 大学キャンパスが安全で健康的であるために、大学スポーツ競技(者)がいかに貢献できるか
- 各大学のスポーツ当局はキャンパスにおける一つのパートナーとして、大学キャンパスが抱えるこの問題の解決に貢献できる
- なぜなら大学スポーツは各キャンパスにおいてこうした問題を解決に導く特有のプラットフォームだから

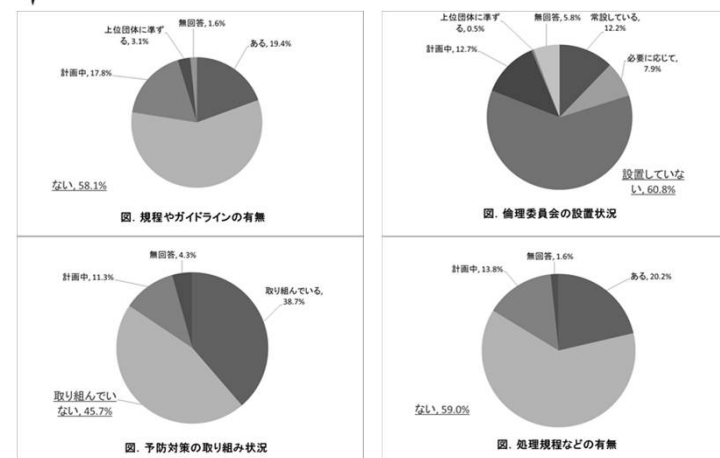
14

5. 日本における対応

- 2002年 日本陸上競技連盟「倫理に関するガイドライン」
 - 2004年 日本体育協会「倫理に関するガイドライン」
- 日本のスポーツ界全体を巻き込んだ予防対策の動きにはならなかった

15

NF63団体、都道府県体育協会48団体、法人格を有する群市町村の体育協会265団体、日本パラリンピック委員会の加盟競技団体48団体、都道府県レベル以上の高等学校体育連盟49団体、中学校体育連盟48団体、高等学校野球連盟48団、計569団体中191団体から回答





- 2014年 日本体育協会「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」
- 2014年～ JOC女性スポーツ専門部会にてSHガイドラインを検討

17



6. 今後の課題

- 2020東京大会をひかえ、日本のスポーツ界全体の動きとなるための仕掛けが必要
 - ✓ 監視と情報提供
 - ✓ 組織の体力を考慮しネットワーク化
 - ✓ イニシアチブ（スポーツ庁、全国統括組織、都道府県、大学...）
- オリンピック・ムーブメントのグローバルな展開に伴う途上国におけるSHAリスク増大

18



- Deutsche Sportjugend "Prevention of sexual and gender harassment and abuse in sports: initiatives in Europe and beyond"
 - > <http://www.dsj.de/childprotection/>
- NCAA "Addressing Sexual Assault and Interpersonal Violence: Athletics' Role in Support of Healthy and Safe Campuses"
 - > <http://www.ncaa.org/about/resources/mediacenter/news/ncaa-releases-new-handbook-addressing-sexual-assault>
- IOC "Sexual Harassment and Abuse in Sport"
 - > http://www.olympic.org/Documents/Reports/EN/en_report_1125.pdf
- 日本体育協会「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」
 - > <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/gaidorain.pdf>

19